

処分基準

No.	項目	内容
①	処分名	行政財産の使用許可の取消し・変更命令
②	法令名	地方自治法、京都府行政財産使用料条例
③	法令番号	昭和22年法律第67号、昭和39年条例第38号
④	根拠条項	法第238条の4第9項、条例第6条
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府行政財産使用料条例 (昭和39.3.31京都府条例第38号) ・京都府財産取扱規則第56条の規定による帳簿及び様式を定める告示 (平成19.11.16京都府告示第593号) ・京都府財産取扱規則の一部改正及び使用許可事務等の取扱について(通知) (平成16.4.9付け1物第30号出納管理局長)
	添付の有無	—
⑪	問合せ	府有資産活用課資産活用係(075-414-5434)
⑫	備考	